

⑮ホープス委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑮項のホープス委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、次の時代を担う小学生以下の選手およびその指導者の養成と小学生以下の普及を図るために諸施策を検討し、本会機関に対して意見を具申する。

(基本活動)

第3条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 小学生以下の選手育成のための競技者育成委員会との連携
- 2) 小学生以下の指導者養成のための指導者養成委員会との連携
- 3) 小学生以下の普及と登録者増のための施策の検討
- 4) 小学生以下の各種卓球大会の内容、運営に関する意見具申

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は、次の通りとする。

- | | |
|---------|------|
| 1) 委員長 | 1名 |
| 2) 副委員長 | 1～2名 |
| 3) 委員 | 若干名 |

(委員の選出)

第5条 副委員長および委員は、委員長および理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会は、必要に応じて、委員長が招集し開催される。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。